

## 石川県「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱

第1条	趣旨
第2条	知事が定める図書
第3条	審査機関による技術的審査を活用する範囲
第4条	書類の受理
第5条	書類の審査
第6条	軽微な変更
第7条	誤記訂正
第8条	確保計画の提出等の取下げ
第9条	認定向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ
第10条	認定向上計画に基づく建築物の新築等の完了報告
第11条	建築主等からの報告
第12条	建築主等に対する指示・命令等
第13条	認定の取消し
第14条	認定の証明

### 〔様式〕

- ・ 認定しない旨の通知書（別記様式第1号）
- ・ 軽微変更該当証明申請書（別記様式第2号）
- ・ 軽微変更該当証明書（別記様式第3号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書（別記様式第4号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更届（別記様式第5号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届（別記様式第6号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の誤記訂正届（別記様式第7号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の誤記訂正届（別記様式第8号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能基準の誤記訂正届（別記様式第9号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の取下届（別記様式第10号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の取下届（別記様式第11号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能基準の取下届（別記様式第12号）
- ・ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第13号）

- ・ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第14号）
- ・ 特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第15号）
- ・ 建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第16号）
- ・ 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等に関する報告書（別記様式第17号）
- ・ 基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に関する報告書（別記様式第18号）
- ・ 基準適合命令書（別記様式第19号）
- ・ 基準適合要請書（別記様式第20号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の指示書（別記様式第21号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の命令書（別記様式第22号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能確保計画の協議書（別記様式第23号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の指示書（別記様式第24号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の命令書（別記様式第25号）
- ・ 建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の協議書（別記様式第26号）
- ・ 改善命令書（別記様式第27号）
- ・ 認定取消通知書（別記様式第28号）
- ・ 省エネ建築物（台帳記載事項）証明願（別記様式第29号）
- ・ 省エネ建築物（台帳記載事項）証明書（別記様式第30号）

## 石川県「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に関する要綱

### (趣 旨)

- 第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成27年政令第8号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、適合性判定、届出、認定等に必要事項を定めるものとする。
- 2 用語の定義は、法、令、規則、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）によるものとする。

### (知事が定める図書)

- 第2条 規則第12条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。
- (1) 規則第13条の2第1項の評価を受けた場合にあっては、当該評価書の写し
  - (2) その他知事が必要と認める図書
- 2 規則第12条第4項の規定に基づき知事が不要と認める図書は、次のとおりとする。
- (1) 前項(1)を添付する場合（外皮基準のみに適合する建築物である旨の評価書に限る）にあっては、規則第12条第1項の表（い）項のうち、仕様書、各部詳細図及び各種計算書
  - (2) 前項(1)を添付する場合（一次エネルギー基準のみに適合する建築物である旨の評価書に限る）にあっては、規則第12条第1項の表（ろ）項及び（は）項に掲げる図書
- 3 規則第23条第1項の規定に基づき知事が定める図書は、次のとおりとする。
- (1) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関（以下「審査機関」という。）の建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「向上計画」という。）に係る技術的審査を受けた場合にあっては、審査機関が交付する適合証（以下「適合証」という。）
  - (2) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受け、設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級6（令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級4、5又は6）に適合していること）が交付された場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し

(3) その他知事が必要と認める図書

4 規則第30条第1項の規定に基づき知事が必要と認める図書は、次のとおりとする。

- (1) 審査機関の建築物エネルギー消費性能基準に係る技術的審査を受けた場合にあつては、適合証
- (2) 法第12条第3項に規定する適合判定通知を受け、適合判定通知書が交付された場合にあつては、当該適合判定通知書及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し
- (3) 法第35条に基づく性能向上計画認定の通知を受け、性能向上計画認定通知書が交付された場合にあつては、当該性能向上計画認定通知書の写し及び検査済証の写し
- (4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条に基づく認定の通知を受け、認定通知書が交付された場合にあつては、当該認定通知書の写し及び検査済証の写し
- (5) 登録住宅性能評価機関の住宅性能評価を受け、建設住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準別表1の断熱等性能等級4、5、6又は7及び一次エネルギー消費量等級4、5又は6（平成28年4月1日時点で現に存する建築物の部分については3も可）に適合していること）が交付された場合にあつては、当該建設住宅性能評価書の写し
- (6) その他知事が必要と認める図書

（審査機関による技術的審査を活用する範囲）

第3条 法第35条第1項の規定に基づく認定は、審査機関による技術的審査を活用する。

- 2 法第41条第2項の規定に基づく認定は、審査機関による技術的審査を活用する。
- 3 技術的審査を受けた場合の添付図面については、審査機関による押印等がなされていることとする。

（書類の受理）

第4条 知事は、建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「確保計画」という。）の提出もしくは通知、計画の届出もしくは通知、又は向上計画もしくは基準適合の認定申請の図書に不足がある場合は、書類を受理しないものとする。

- 2 認定に併せて建築基準適合審査の申出を伴う場合は、知事は、建築確認申請書について受理時審査を行うものとし、建築基準適合審査に必要な図書に不足がある場合は、申請を受理しないものとする。

（書類の審査）

第5条 知事は、確保計画の提出もしくは通知（法第12条第2項又は法第13条第3

項により計画を変更する場合も含む。)、計画の届出もしくは通知(法第19条第1項後段又は第20条第2項後段により計画を変更する場合も含む。)、向上計画の認定申請(法第36条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。))又は基準適合の認定申請の内容について疑義がある場合は、必要に応じて提出者等(技術的審査の適合証等が添付されている場合は当該適合証等を交付した審査機関等を含む。)に説明を求め、誤りがある場合は訂正を求めるものとする。

- 2 知事は、向上計画の認定申請又は基準適合の認定申請の内容について、申請図書の不備又は明らかな虚偽が認められた場合は、申請者に認定しない旨とその理由を、認定しない旨の通知書(別記様式第1号)により通知するものとする。

(軽微な変更)

第6条 確保計画の提出又は通知により、適合判定を受けた建築主(以下「適合判定建築主」という。))が、確保計画の軽微な変更(建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更(確保計画の根本的な変更を除く。))に限る。)をしようとするときは、軽微変更該当証明申請書(別記様式第2号)2部に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、第1項に規定する申請があったときは、証明を求められた内容について軽微な変更であることが確認できたものについて、適合判定建築主に規則第11条の規定による軽微変更該当証明書(別記様式第3号)を交付するものとする。
- 3 適合判定建築主は、確保計画の軽微な変更を行ったときは、建築基準法第7条第1項の規定による検査の申請書に、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書(別記様式第4号)を添えるものとする。
- 4 計画の届出者又は通知者が、計画の軽微な変更をしようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の軽微な変更届(別記様式第5号)2部に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、知事に提出するものとする。
- 5 認定建築主が、向上計画の軽微な変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届(別記様式第6号)2部に、それぞれ変更部分を示す図書を添えて、知事に提出するものとする。

(誤記訂正)

第7条 適合判定建築主は、計画書等の記載欄のうちの軽微な誤記があることを認め、その申し出をするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の誤記訂正届(別記様式第7号)2部を知事に提出するものとする。

- 2 計画の届出者又は通知者が、届出書等の記載欄のうちの軽微な誤記があることを認め、その申し出をするときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の誤記訂正届(別記様式第8号)2部を知事に提出するものとする。

- 3 認定建築主又は基準適合の認定を受けた者は、認定申請書等の記載欄のうちの軽微な誤記があることを認め、その申し出をするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能基準の誤記訂正届（別記様式第9号）2部を知事に提出するものとする。
- 4 第1項から第3項までの軽微な誤記とは、敷地の地名地番の誤記等をいう。

（確保計画の提出等の取下げ）

- 第8条 確保計画の提出者又は通知者が、当該提出又は当該通知を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の取下届（別記様式第10号）2部を、知事に提出するものとする。
- 2 計画の届出者又は通知者が、当該届出又は通知を取り下げようとするときは、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の取下届（別記様式第11号）2部を、知事に提出するものとする。
  - 3 向上計画又は基準適合の認定申請者が、当該申請を取り下げようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能基準の取下届（別記様式第12号）2部を、知事に提出するものとする。

（認定向上計画に基づく建築物の新築等の取りやめ）

- 第9条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「認定向上計画」という。）に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第13号）2部に、認定通知書（規則別記様式第34）（計画変更認定を受けた者にあつては変更認定通知書（規則別記様式第36））を添えて知事に提出するものとする。

（認定向上計画に基づく建築物の新築等の完了報告）

- 第10条 法第37条の規定に基づき、認定建築主は、認定向上計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等が完了した旨の報告書（別記様式第14号）に、必要に応じ、次の各号に掲げる図書を添えて、知事に報告するものとする。
- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第3項に規定する工事監理報告書の写し
  - (2) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し（同法の確認申請を行った場合に限る。）
  - (3) その他知事が必要と認める図書

（建築主等からの報告）

- 第11条 法第17条の規定による報告を求められた建築主等は、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第15号）に必要な図書

を添えて知事に報告するものとする。

- 2 法第21条の規定による報告を求められた建築主等は、建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する報告書（別記様式第16号）に必要な図書を添えて知事に報告するものとする。
- 3 法第37条の規定による報告（前条による報告を除く。）を求められた認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等に関する報告書（別記様式第17号）に必要な図書を添えて知事に報告するものとする。
- 4 法第43条の規定による報告を求められた基準適合の認定を受けた者は、基準適合認定建築物の建築物エネルギー消費性能基準に関する報告書（別記様式第18号）に必要な図書を添えて知事に報告するものとする。

（建築主等に対する指示・命令等）

- 第12条 法第14条第1項の規定による建築主に対する基準適合命令は、基準適合命令書（別記様式第19号）によるものとする。
- 2 法第14条第2項の規定による国等の機関の長に対する基準適合要請は、基準適合要請書（別記様式第20号）によるものとする。
  - 3 法第16条第1項の規定による提出者に対する指示は、建築物エネルギー消費性能確保計画の指示書（別記様式第21号）によるものとする。また、同条第2項の規定による提出者に対する命令は、建築物エネルギー消費性能確保計画の命令書（別記様式第22号）によるものとする。
  - 4 法第16条第3項の規定による国等の機関の長に対する協議は、建築物エネルギー消費性能確保計画の協議書（別記様式第23号）によるものとする。
  - 5 法第19条第2項の規定による届出者に対する指示は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の指示書（別記様式第24号）によるものとする。また、同条第3項の規定による届出者に対する命令は、建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の命令書（別記様式第25号）によるものとする。
  - 6 法第20条第3項の規定による国等の機関の長に対する協議は、建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画の協議書（別記様式第26号）によるものとする。
  - 7 法第38条の規定による認定建築主に対する命令は、改善命令書（別記様式第27号）によるものとする。

（認定の取消し）

- 第13条 法第39条又は法第42条の規定による計画の認定等を取り消した旨の通知は、認定取消通知書（別記様式第28号）により通知するものとする。

（認定の証明）

第14条 認定建築主又は基準適合の認定を受けた者は、認定通知書（法第36条に規定する計画認定を受けたものにあつては、変更認定通知書）を紛失等したときは、当該認定（法第36条に規定する計画認定を受けたものにあつては、変更認定）の証明を知事に申請することができる。

2 認定建築主又は基準適合の認定を受けた者は、第1項又は第2項に規定する認定等の証明を申請するときは、省エネ建築物（台帳記載事項）証明願（別記様式第29号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 身分証明（本人確認）のできる公的機関の発行した証明書の写し

(2) その他知事が必要と認める図書

3 知事は、第1項に規定する申請があつたときは、台帳の記載事項のうち証明を求められた内容について相違ないことが確認できたものについて、認定建築主に省エネ建築物（台帳記載事項）証明書（別記様式第30号）を交付するものとする。

## 附 則

（施行期日）

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 元年11月18日から施行する。

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 4年10月 1日から施行する。